



おおふなぽーとロゴマーク 使用ガイドライン

令和元年9月 大船渡市

おおふなぽーと（大船渡市防災観光交流センター）のロゴマークは、市民の皆様をはじめ多くの方々にとって、おおふなぽーとを「愛着が持てる」、「親しみを感じることができる」施設にしたい、その思いを表現するために作成しました。

このロゴマークを、おおふなぽーとで行うイベントやPRなどでご使用いただくために、ガイドラインを定めましたので、趣旨をご理解の上、皆様のアイデアで様々な場面でご使用ください。

- ・様々な場面でご使用いただけるよう複数種を作成しました。それぞれ表示スペースの条件やデザインに応じて、使い分けてください。
- ・また、ロゴマークは、本ガイドライン掲載のもの又は市ホームページからダウンロードしたものをご使用いただき、独自性を損なったり、誤った印象を与えたりしないようにしてください。

ロゴマーク 1



- ・「大型船」を用いて、「港まち大船渡」と「ヒト・モノ・コトが行き交い、発信されていく様子」を表現しました。
- ・メインロゴマークとして、世代や性別など様々な垣根を越えて、人とひとをつなぎます。

推奨する用途（ロゴマーク 1）

- ①おおふなぼーとを会場とするイベントなどを周知するマークとして、主催者が…
 - ・チラシや地図上の表示に使用する
 - ・シールやスタンプに使用する …など
- ②その他グッズに使用する

ロゴマーク 2



- ・おおふなぼーとの「お」と人の「笑顔」を用いて、「親しみ・楽しい・つながる」を表現しました。
- ・おおふなぼーとの船員キャラクターとして、利用者の方々と一緒になって、出合いや出来事を楽しみます。

推奨する用途（ロゴマーク 2）

- ①おおふなぼーとを会場とする“子ども向け”イベントなどを演出するマークとして、主催者が…
 - ・シールやスタンプに使用する …など
- ②その他グッズに使用する

ロゴマーク 3



- ・「魚」と「太陽」を用いて、「水産のまち大船渡」と「温かな日差しのもとに人々が集う様子」を表現しました。
- ・おおふなぼーとの船員の印（しるし）として、イベントや利用案内などの様々な情報を発信します。

推奨する用途（ロゴマーク 3）

- ①おおふなぼーとを会場とするイベントなどを演出するマークとして、主催者が…
 - ・シールやスタンプに使用する …など
- ②その他グッズに使用する

ロゴマーク 1-1



■ C/M/Y/K=70/0/0/30
 ■ C/M/Y/K=0/100/100/0
 ■ C/M/Y/K=0/0/0/44
 ■ C/M/Y/K=40/40/0/70

ロゴマーク 1-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴマーク 2-1



■ C/M/Y/K=100/11/0/0
 ■ C/M/Y/K=0/90/100/0
 ■ C/M/Y/K=100/85/20/0

ロゴマーク 2-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴマーク 2-3



■ C/M/Y/K=0/90/100/0
 ■ C/M/Y/K=100/85/20/0

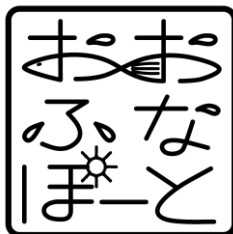
(ロゴタイプなし)
 ※モノクロ画像もあります

ロゴマーク 3-1



■ C/M/Y/K=0/87.8/77.6/0

ロゴマーク 3-2



(モノクロ：色の反転可)

ロゴタイプ 1-1



■ C/M/Y/K=70/0/0/0

ロゴタイプ 1-2



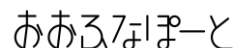
(モノクロ)

ロゴタイプ 2-1



■ C/M/Y/K=100/11/0/0

ロゴタイプ 2-2



(モノクロ)

【使用禁止例：ロゴマーク使用要領第5条第1号】

- ・変形（斜体、長体、平体）、回転、反転、変色
- ・ロゴマークの一部のみの使用（※）
- ・異なる書体の使用（※）

※ロゴマーク2については、独自のフキダシ及び文字を加えて使用することができますが、その場合は、必ずダウンロードデータ「フキダシ無しパターン」を使用してください。

■使用の届出

- ・使用にあたっては、事前に「おおふなぼーとロゴマーク使用届」を、届出先に提出してください。

届出先：おおふなぼーと 2階窓口

TEL：0192-21-6001 / FAX：0192-47-3416



- ・なお、次に該当する場合は、届出は不要です。

- ① おおふなぼーとで行うイベントなどを周知する目的で使用する場合
- ② 営利を目的としない個人やグループの活動でロゴマークを使用する場合
- ③ 報道目的で使用する場合（おおふなぼーとについて伝える新聞、雑誌、TV、インターネット其他媒体で使用するなど）

■注意事項

- (1) ロゴマークに係る一切の権利は、大船渡市に帰属します。
- (2) 次に該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。
 - ① おおふなぼーとのイメージを損なうおそれがある場合
 - ② 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - ③ 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
 - ④ 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれがある場合
 - ⑤ 特定の個人や事業者、政党、思想や宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用する場合
 - ⑦ ロゴマークを変形して使用する場合 ※大船渡市長が認めた場合を除く（P 3 参照）
 - ⑧ 営利を目的としてロゴマークを使用する場合
 - ⑨ その他大船渡市長が適当でないと認める場合
- (3) ロゴマークの使用によって生じる問題等について、大船渡市は一切関知いたしません。ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者において必要な処置を行ってください。
- (4) 「おおふなぼーとロゴマーク使用要領」及び本ガイドラインを遵守せずにロゴマークを使用している者がある場合、大船渡市は使用者に対して使用の中止を求めることがあります。この場合において生じた損害について、大船渡市は一切の責任を負いません。